

パートナー利用規約

第 1 章【総則】

第 1.1 条(目的)

1. 本規約は、株式会社ゴリラテ(以下「当社」といいます。)が提供するサービス「ゴリラテネット」(以下「本サービス」といいます。)に関して当社とパートナーの間に適用される共通の条件を定めるものとします。
2. 当社は、当社の提供する本サービスがパートナー・広告主・ユーザーいずれにとっても安全で安心して利用でき、また信頼されるサービスであり続けることを目指し、不正行為・犯罪行為等がないか監視し、排除するよう努めます。

第 1.2 条(定義)

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)「アフィリエイト」とは、ユーザーを広告主の広告が掲載された媒体(以下「媒体」といいます。)から広告主運営する WEB サイトやアプリケーションソフトウェア(以下「広告主サイト」といいます。)へ誘導し、ユーザーによる成果があった場合に、広告主から当社を介してパートナーに報酬を支払う仕組みをいいます。
- (2)「ユーザー」とは、媒体の閲覧者である一般消費者をいいます。
- (3)「広告主」とは、本サービスを利用して媒体に広告出稿をおこなう者をいいます。
- (4)「パートナー」とは、自らまたは第三者をして媒体を保有・管理・運用するものであり、本規約に同意の上、本規約第 2.1 条に定める入会登録手を完了した者をいいます。
- (5)「実施条件」とは、本サービスの広告主が定めたアフィリエイトを運用するための、報酬、報酬支払条件等を定めたもので提携の内容となるものをいいます。
- (6)「成果」とは、ユーザーによる広告主の商品購入やサービスの利用、資料請求等の実施条件に定める行為(以下「成果対象」といいます。)があり、成果対象として本サービスの管理画面(以下「管理画面」といいます。)に表示されたものの中から、実施条件に基づく承認を受けることにより、アフィリエイト報酬の算定基礎となることが確定したものをいいます。
- (7)「アフィリエイト報酬」とは、実施条件に基づき認められた成果の件数に応じて決定される、当社がパートナーに対して支払う金額(税抜き価格とする)をいいます。
- (8)「提携」とは、広告主が提示する実施条件を内容として、広告主およびパートナー間でアフィリエイト広告掲載の合意をすることをいいます。

第 1.3 条(本規約の適用範囲)

1. 本規約は、当社がパートナーに提供する本サービスに関する一切について適用されます。
2. 本規約のほか、パートナーが利用を希望する本サービスの内容によっては、所定の規約に同意いただくことが必要となる場合があります。

第 2 章【入会登録・退会等】

第 2.1 条(入会登録)

1,本サービスのパートナーになることを希望する場合は、本規約の内容に同意のうえ、当社所定の方法で本サービスへの入会登録(以下「登録」といいます。)申込みをおこなうものとします。

2・ 当社は、前項の登録申込みを受けた場合、遅滞なく登録の可否を審査するものとします。当社は登録可としたパートナーの登録申込みを承諾し、登録手続をおこなうものとし、当該承諾をおこなった時点で本サービス利用に関する契約が成立するものとします。登録されたパートナーには、登録申請時に設定した ID・パスワードおよび専用管理画面のアカウントが発行されます。

3・ 前項の登録審査に際し、登録申込者もしくは登録申込みにかかる媒体に次の各号のいずれかの事由が認められる場合、当社は登録を拒絶することができるものとします。

(1) 登録情報に虚偽の内容がある場合

(2) 登録に必要な権限または権能を有しておらず、または登録のために必要な法令、定款その他必要とされる一切の社内手続を履践していない場合

(3)後見開始、保佐開始または補助開始の審判が開始され、または登録のために必要な行為能力を含めて、成年として完全な権利能力または行為能力を有していない場合

(4)登録申込者が過去に強制退会となったパートナーだった場合(実質的に同視できる場合を含む)

(5)登録媒体がアダルトサイト、犯罪行為・差別等推奨するサイト、その他反社会的もしくは公序良俗に反する内容である場合

(6)登録媒体が第三者の知的財産権等の権利を現に侵害し、または侵害するおそれがある場合

(7) 登録媒体が法令等に違反した表現または内容を現に含み、または含むおそれがある場合

(8)登録媒体が前 5 号乃至 7 号のいずれかに該当する WEB ページに関するリンクを有し、または掲載がある場合

(9) 当社が特に認めた場合を除き、登録媒体が日本語以外の言語で構成されている場合

(10)その他当社が登録を不相当と認めた場合

4・ 登録方法が変更されたことにより再度の登録(以下「再登録」といいます。)が必要となった場合、パートナーは再登録に必要な作業を当社に委託することができます。またパートナーが再登録の意思表示をおこなっていない場合においても、当社がパートナーに代わって再登録に必要な作業をおこなうことがあることを、パートナーはあらかじめ承諾するものとします。

5,退会後または強制退会となったパートナーの再登録はできないものとする。

第 2.2 条(変更)

パートナーは、前条の登録内容に変更が生じた場合、直ちに管理画面において登録内容の変更をおこなうものとします。パートナーが登録内容の変更を怠ったために当社の通知または送付書類が延着し、または到達しなかった場合には、これらは通常到達すべき時に到

達したものとみなし、当社の通知義務は履行されたものとします。

第 2.3 条(登録情報の取扱い)

当社は、個別の提携で必要な範囲で開示する場合を除き、パートナーの登録情報をパートナーの承諾なく第三者に開示・提供しません。ただし、次の各号のいずれかの事由が認められる場合はこの限りではありません。

- (1) 裁判所その他公的機関の法令に基づく開示命令等を受けた場合
- (2) 日本アフィリエイト協議会(略称:JAO)に対して、不正行為の再発防止等のために情報を提供する場合
- (3) その他、広告主、ユーザーその他第三者の生命・身体・財産等を守るために開示が必要と当社が判断した場合

第 2.4 条(強制退会)

当社は、パートナーが以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなくパートナーを強制的に退会(以下「強制退会」といいます。)させることができるものとします。なお、強制退会された場合であっても、当社はその理由を説明する義務を負いません。また、強制退会時点で、有効な提携があった場合、強制退会時をもって当該提携は終了するものとします。

- (1) 本規約の各条項のいずれかに違反し、相当期間を定めた催告後も当該違反が是正されない場合
- (2) 破産、民事再生、会社更生、特別清算手続開始の申し出があったとき、または解散手続に入った場合
- (3) 支払いの停止または手形交換所の取引停止処分があった場合
- (4) 仮差押え、仮処分、差押えもしくは競売の申立てを受けた場合
- (5) 租税公課を滞納し、督促を受け、または保全差押えを受けた場合
- (6) 登録後にパートナーが第 2.1 条第 3 項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (7) パートナーの不実または不信用の行為により、本サービスの提供ができないと認められる場合
- (8) 1 年間第 2.1 条第 2 項により発行された管理画面へのログインが無い場合
- (9) 当社からパートナー宛の電子メールが 3 回連続してパートナーの登録メールアドレスに届かなかった等、連絡不能と当社が判断した場合
- (10) 1 年間アフィリエイト報酬発生がなかった場合
- (11) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合
- (12) その他、強制退会の必要があると当社が判断した場合

2.前項に基づき強制退会となったパートナーが、当社に対し金銭債務を有する場合、退会により当然に期限の利益を失い、パートナーは直ちに当該債務の一切を当社に対して履行しなければならないものとします。

3、本条に基づき強制退会となったパートナーが当社に対し金銭債務を負担している場合には、当社はいつでもパートナーに対して当社が負担する債務と対当額で相殺できるものとしします。

第 3 章【広告主との提携】

第 3.1 条(提携)

1・パートナーは、広告主が定める個別の広告の実施条件の詳細に従い、個別に広告主に提携申込みをおこなうものとしします。

2・広告主がパートナーの提携申込みを承諾することにより、個別広告掲載に関する提携が成立するものとしします。なお、広告主の選択により個別の承諾行為が不要となる場合があります。また、提携申込みが拒絶された場合、広告主または当社に拒絶理由を開示する義務はないものとしします。

3、前各項にかかわらず、パートナーは、当社の裁量により、入会登録時または任意の時点で、特定の広告主の広告について自動的に提携申込みをおこなう場合があることを承諾するものとしします。

第 3.2 条(実施条件の変更)

パートナーは、広告主が報酬発生条件、報酬、その他実施条件の詳細および変更時点以降に発生する報酬に対し変更された実施条件が適用されることを了承するものとしします。

また、この場合、可能な限りパートナーに対して事前に通知をするものとししますが、やむを得ない事情による場合には、変更後、管理画面上もしくは電子メール等によりパートナーに通知するものとしします。

第 3.3 条

(提携の解除)

パートナーは、広告主から事前通知なく提携を解消されることがあることを了承するものとしします

パートナーは、提携の解消後、直ちにパートナーの登録媒体から広告および広告に対する説明文を削除するものとしします。

第 4 章【アフィリエイト報酬】

第 4.1 条(アフィリエイト報酬の支払)

1、本サービスのアフィリエイト報酬は、実施条件に基づき認められた成果の件数に応じて決定されます

2・当社は、毎月末日締でアフィリエイト報酬を、成果の承認月の翌月末日（当該日が金融機関の休日にあたる場合はその翌営業日）までに、パートナーが登録時に記入した金融機関口座に対する振込送金により支払うものとしします。振込手数料は当社が負担するものとしします。集計したアフィリエイト報酬が 1,000 円に満たない場合には、支払いの繰り越しをおこなうものとし、アフィリエイト報酬の累計総額が 1,000 円に達した月の翌月末日に支払われるものとしします。

3.前項の定めにかかわらず、当社は、パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合、該当事由が是正されるまでの間、アフィリエイト報酬の支払いを留保することができるものとします。また、当社よりパートナーに催告したにもかかわらず振込日または催告日より 3 ヶ月間該当事由が是正されなかった場合、パートナーのアフィリエイト報酬受領の権利は、消滅するものとします。

(1)登録時に金融機関口座が記入されていない場合または登録の内容に不備または漏れがある場合

(2)登録時にパートナー名義でない口座が記入された場合または記入された支払先口座が日本国外の口座であった場合

(3)その他当社が振込みをおこなうことができない口座が登録時に記入されていた場合

(4)当社は、パートナーが本サービスから退会したときは、退会時まで発生した未払いのアフィリエイト報酬の累計額を、退会月の翌月末日（当該日が金融機関の休日にあたる場合はその翌営業日）に支払うものとします。ただし、次の各号の事由に該当する場合には、パートナーのアフィリエイト報酬受領の権利は、退会と同時に消滅するものとします。

(1)支払先口座情報の不備等により振込みができなかった場合に、当社よりパートナーに催告したにもかかわらず退会日より 3 ヶ月間当該不備が是正されなかった場合

(2)退会時のアフィリエイト報酬の累計総額が 1,000 円に満たない場合

(3)強制退会処分を受けた場合

5. 本条に基づき当社が支払いを留保したアフィリエイト報酬に対して、利息・遅延損害金等は生じないものとします。

第 5 章

【本サービス利用上の注意および遵守事項等】

第 5.1 条(担当者との連絡等)

1. パートナーと当社との連絡は原則として電子メールでおこなうものとします。パートナーは、当社からの電子メールの受信を拒否できないものとし、パートナーが登録時に記入した電子メールアドレス宛に当社が電子メールを発信したことをもって、現実には到達すると否とにかかわらず、通常到達すべき時にパートナーに対して当社からの電子メールが到達したものとみなします。また、パートナーは、当社からの本サービスにかかる機能の追加・変更・その他の事項に関する電子メールを、登録時に記入した電子メールアドレスにて受領することを承諾するものとします。なお、電子メールに代えてファクシミリによる通知をおこなう場合も同様とします。

2. パートナーは、退会手続きをおこなうことにより、本条の電子メール、ファクシミリを受け取らないことができるものとします。ただし、入会期間中の支払成果報酬の確定金額の通知はこの限りではないものとします。

第 5.2 条(調査、不正行為)

1. 当社は、パートナーが本規約および提携の実施条件に基づき適正に本サービスを利用し

ているか独自に調査、監視・巡回等(以下「調査」といいます。)をおこなえるものとし、ます。調査は、本規約および当社が定める基準に準拠しておこない、パートナーは当社の調査に協力する義務を負うものとし、ます。また、パートナーが本サービス上で不当な手段を用いて意図的にアフィリエイト報酬を減らすまたは増額させているなど、自己もしくは第三者の利益のために不正と認められる行為(以下「不正行為」といいます。)をおこなったと疑われる事情により、調査が必要であると当社が判断した場合には、当社は必要な調査を完了するまで、パートナーに対するアフィリエイト報酬の支払いを留保することができるものとし、ます。

2・ 当社は、不正行為をおこなった、またはおこなっている可能性が高いと当社が判断したパートナーに対し、アフィリエイト報酬の支払いの拒否、または過去に当社が支払ったアフィリエイト報酬の返還請求、違約金の支払請求等の処罰をおこなうことができるものとし、ます。

3・ 本条に基づき当社が支払いを留保したアフィリエイト報酬に対して、利息・遅延損害金等は生じないものとし、ます。

4・ パートナーが正当な事由を当社へ明示し説明することなく、本条の調査に協力しなかった場合(拒否・遅延・虚偽の説明を含みますが、これらに限りません。)、当該パートナーは不正行為をおこなったものとみなし、当社は本条および第 2.5 条所定の一切の措置をパートナーに課すことができるものとし、ます

第 5.3 条(遵守事項等)

1・ パートナーは、管理画面を利用するために当社が発行した ID およびパスワードその他の情報を厳重に管理し、不正使用または第三者に使用させてはならないものとし、ます。

2・ パートナーは次の各号の行為をおこなってはならないものとし、ます。

(1)本規約に違反すること

(2)広告主、他のパートナーとの間で当社を介さずに直接に広告掲載取引に関する契約を締結しまたはその働きかけをすること

(3) 虚偽、架空の情報を登録時に記入すること、または他人の情報を無断で記入すること

(4) 当社もしくは第三者の著作権その他の権利を侵害すること、または関係諸法令(不当景品類および不当表示防止法、不正競争防止法、薬事法、金融商品取引法、銀行法、貸金業法等を指すが、これらに限定されません。)に違反すること

(5)発行された ID およびパスワードその他の情報を不正使用または第三者に使用させること

(6) 当社の権利、利益、名誉等を侵害することまたはその恐れのある行為をおこなうこと

(7)青少年の心身に悪影響を及ぼす恐れがある行為、その他公序良俗に反する行為をおこなうこと

(8)他のパートナー、ユーザーその他の第三者に迷惑となる行為、不快感を抱かせる行為や権利等を侵害する行為をおこなうこと

- (9)当社または広告主が配信する広告表示用の原稿(そのプログラム等を含む)を変更改工等(第三者に使用、変更、加工等をさせることを含む)、または広告主の広告表示用の HTML コードを変換すること
- (10)成果対象を強制もしくは嘆願する内容の文言またはユーザーに誤解を与えるような文言等の当社が禁止する文言を媒体上に表示すること
- (11) ユーザーに対して、当社が指定するインセンティブの範囲以上の付与をおこなうこと
- (12)広告主との個別の提携終了後、または本サービス退会後も、本サービスにかかる広告を掲載し続けること
- (13) スパムメールを送信する等、当社の認めない方法による宣伝をおこなうこと
- (14)登録時に記入した媒体以外の広告媒体に広告主の広告を掲載すること
- (15)広告主の商品・サービスを、当社または広告主の許可なくオークション等による第三者マーケットプレイスへ出品・転売等すること
- (16)同一の個人または法人による、本サービスへの複数の入会登録をおこなうこと
- (17)複数の個人または法人が共同で、本サービスへの単一の入会登録をおこなうこと
- (18) 当社からの警告や是正通知に応じないこと

3・パートナーは以下の各号を遵守するものとします。

- (1) 自己の媒体が管理・運営できない状態になったとき、速やかに当社に届け出るものとします。
- (2) 自己の媒体におけるサービスの停止・中止、媒体運営の停止・中止をおこなう場合には、当該停止・中止日の少なくとも 1 ヶ月前までに届け出るものとします。また、広告主、ユーザーおよび当社に損害を発生させないよう最大限努力するものとします。
- (3)媒体の内容に関して、トラブルが発生した場合は、パートナーが自己の責任において誠実かつ遅滞なく解決するものとします。
- (4)本サービスの提供を受けることに支障が生じた場合、その他問題を発見した場合には直ちに当社に報告するものとします。

第 6 章

【本サービスの停止、変更等】

第 6.1 条(本サービスの停止・変更・修正・追加・削除)

当社はいつでも本サービスの内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとします。

第 6.2 条(停止または中止)

1・ 当社は、突発的な障害等が発生した場合、またはシステムの保守点検その他の目的で本サービスを必要な期間停止することができるものとします。この場合、可能な限りパートナーに対して事前に通知をするものとしますが、やむを得ない事情による場合には、停止または中止後遅滞なく、管理画面上もしくは電子メール等によりパートナーに通知するものとします。

2・ 当社は、自己の営業上の重要な変更があった場合は、パートナーに事前に告知することにより本サービスを中止することができるものとします。

3・ 天災、当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為などの不可抗力により本サービスの提供が困難または不可能となった場合も本条第 1 項と同様とします

第 6.3 条

第 7 章【一般条項】

第 7.1 条(著作権等)

本サービス自体に関する著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に定められた権利を含みます。特許権その他一切の知的財産権ならびに所有権その他の関連財産権は、当社に帰属します。また、広告主が本サービスを利用して作成した広告等の著作権は広告主または当社に帰属するものとし、パートナーにはいかなる権利も移転しません。

第 7.2 条(個人情報)

1・ パートナーは、本サービスの利用に伴い当社または広告主から取扱いの委託を受けた個人情報に第三者に遺漏してはならないものとします。

2・ パートナーは、前項の個人情報について、提携の履行に必要な範囲に限り使用できるものとし、当該範囲を超えて個人情報の複製、改変が必要な場合は、事前に当社または広告主から書面による承諾を受けるものとします。

3・ 当社または広告主に代わってパートナーが個人情報を取得する場合は、個人情報保護法その他の関係法令を遵守し、個人情報の取得の際には、当該個人情報によって識別される特定の個人から同意を得るものとします。取得した個人情報は、当該個人情報によって識別される特定の個人から承諾を得た利用範囲でのみで使用するものとし、それ以外の目的で使用してはならないものとします。

第 7.3 条(再委託)

当社は、本サービスの提供に必要な範囲で、本サービスの提供にかかる業務の全部または一部を当社が任意で指定する第三者に対し再委託できるものとし、パートナーはこれを承諾するものとします。

第 7.4 条(機密保持)

パートナーおよび当社は、本サービスの利用または提供に伴い相手方から提供、開示され、または知り得た一切の情報(以下「機密情報」といいます。)を、本サービスの利用または提供のためにのみ使用するものとし、かつ、かかる機密情報を厳重に管理し保持する義務を負うものとします。パートナーまたは当社が、本サービスの利用または提供に必要な範囲を超えて、機密情報の全部または一部を第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による承諾を得るものとします。但し、以下の各号に該当する事項については、この限りではありません。また、パートナーおよび当社は、機密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置

をとることを要請したうえで開示することができるものとします。

- (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4)本規約に違反することなく、かつ受領の前後を問わず公知となった情報

2,前項の定めにかかわらず、当社は、本規約第 7.3 条の規定に従い再委託する第三者に対して、機密情報を開示できるものとします。

3,本条の定めはパートナーの退会後も 5 年間存続するものとします。

第 7.5 条(免責)

当社は、本規約上認められるパートナーに対する権利の行使、またはパートナーの義務の履行もしくは不履行により生じる損害について責任を負わないものとします。また、パートナーが本サービスの利用に起因して損害を被った場合に関して、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第 7.6 条(損害賠償)

パートナーは、本サービスに関連して当社に損害を与えた場合、または当社が他パートナーその損害を賠償するものと広告主その他の第三者から損害賠償を請求された場合は、協議の上、その損害を賠償するものとします。

第 7.7 条(準拠法および管轄裁判所)

本規約および提携の準拠法は日本国法とし、当社とパートナーの間に紛争が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 7.8 条(権利義務の譲渡等の禁止)

パートナーおよび当社は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本規約または提携に関する契約上の地位を第三者に承継させ、または本規約または提携から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならないものとします。

第 7.9 条(反社会的勢力との関与)

1. パートナーおよび当社は、パートナーの登録が継続している間において自身、自身の特別利害関係者および取引先が、反社会的勢力またはこれに準ずるもの(以下「反社会的勢力等」といいます。)でないこと、並びに反社会的勢力等に資金提供もしくはこれに準ずる行為または商取引を通じて、反社会的勢力等の維持・運営に協力または関与していないことを相互に表明し、保証するものとします。なお、本条において特別利害関係者とは、役員・その配偶者および 2 親等内の親族、これらの者により発行済株式総数の過半数が所有されている会社、並びに関係会社およびその役員をいうものとします。

2. パートナーおよび当社は、相手方または相手方の特別利害関係者が次の各号に該当する

場合には、相手方に対して催告することなく、何らの催告なしに直ちに提携の全部または一部を解除することができるものとします。また、併せて当社はパートナーを強制退会させることができるものとします。

(1)反社会的勢力等である場合、または反社会的勢力等であった場合

(2)自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力、威力および詐欺的手法を用いた場合

(3)相手方に対し、自らが反社会的勢力等である旨を伝え、または自らの関係団体もしくは関係者が、反社会的勢力等である旨を伝えた場合

(4)自らもしくは第三者を利用して、相手方の名誉や信用を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合

(5)自らもしくは第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれがある行為をした場合

(6)取引または契約の履行が開始された後に著しく不当な要求をおこなった場合

第 7.10 条(適用期間)

本規約は、パートナーが登録申請した時点から退会時点まで適用されるものとします。ただし、本規約第 1 章、第 2.2 条、第 2.4 条、第 2.5 条、第 4 章乃至第 7 章の規定は、パートナーの退会後も有効に適用されるものとします。

第 7.1 1 条(完全合意)

本規約は、本サービスの利用に関して、口頭または書面を問わず、パートナーおよび当社間の事前の合意、表明および了解に優先するものとします。パートナーおよび当社との間で過去に交わした本規約の内容と同様または類似の契約があり、当該契約の内容が本規約の定めと矛盾、抵触する場合には、本規約に定めた内容が優先的に適用されるものとします。

第 7.1 2 条(分離可能性)

本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 8 章【規約の改定】

第 8.1 条(規約の改定)

1・当社は、パートナーの事前の承諾なく、本規約の内容を変更することができるものとします。本規約が変更された場合、変更前におこなわれた提携にも変更後の本規約が適用されるものとします。

2・本規約の改定は、当社は変更後の内容を当社の WEB ページ、管理画面等当社が選択する方法で、広告主に通知・公表することにより、効力が発生するものとします。

3・パートナーは、規約改定に異議ある場合、規約改定後 1 ヶ月以内に当社に書面または電子メールで通知することにより退会することができるものとします。

4・本規約のほか、パートナーが利用を希望する本サービスの内容によっては、所定の規約に同意いただくことが必要となる場合があります。

2018年10月25日 第2章5項改定

2018年10月25日 第4章2項改定